

# 川の彩り花づつみ事業 実施要綱

## （目的）

第1 この事業は、「もてなしの心溢れる魅力ある奈良県づくり」の推進のため、地域住民等で構成された団体（以下、「団体」という。）による主体的な取り組みとして、河川空間を花で彩る河川美化活動（以下、「活動」という。）を育成し、またその継続を図り、憩いと潤いのある河川空間の創出に資することを目的とする。

## （団体の要件）

第2 この事業に参加しようとする団体は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 自治会等の地域住民団体、学校関係団体又は活動区間を所轄する自治会の同意を得た上で原則として当該活動区間内の住民とともに活動を行うボランティア団体若しくは企業であること。
- (2) 参加人数が3人以上であること。
- (3) 代表者が満20歳以上であること。

## （活動の要件）

第3 この事業は、花（樹木を除く）の植栽を行い、また植栽後の維持管理を行うことを要件とする。なお、活動を継続する団体については植栽後の維持管理のみでも構わない。

- 2 前項の活動期間は、1箇年度とする。
- 3 活動場所については、活動しようとする場所を管轄する土木事務所（以下、「土木事務所」という。）と協議した上、土木事務所の指示に従わなければならない。この場合、同一場所で複数の団体を支援しないものとする。
- 4 団体は営利目的、政治目的、布教活動その他この事業の趣旨に反する目的に活動を利用してはならない。ただし、企業が間接的な宣伝効果を目的として行う活動については、この限りでない。
- 5 活動で回収したゴミや刈草等は、活動区間の所在する市町村が定める規定に基づき、団体が処分を行うものとする。ただし、電化製品等の大型ゴミを発見した場合は、土木事務所に連絡するものとする。

## （参加手続き）

第4 この事業に参加しようとする団体は、活動場所、活動内容（花の種類を含む。）、植栽方法、活動の継続性等を土木事務所と協議の上、参加申込書（第1号様式）を提出するものとする。この場合において、当該団体が活動区間を所轄する自治会以外の団体であるときは、活動区間の自治会の同意書（第2号様式）を併せて提出しなければならない。

- 2 前項の参加申込書を審査し、団体の参加を認めるときは、団体と協定書（第3号様式）を締結するものとする。

## （実績報告）

第5 団体は、活動を完了したときは、原則として2週間以内に活動報告書（第4号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の報告があったときは、土木事務所は速やかに検査を行い、不相当と認められる活動がある場合は、団体に対し、口頭で報告し改善を求めなければならない。

## （活動内容の変更）

第6 団体は、参加申込書に記載した活動内容に変更が生じたとき、又はこの事業への参加が継続できなくなったときは、事前に協議の上、活動変更・廃止届（第5号様式）を提出するものとする。

(助成内容)

第7 県は団体の活動に対し、予算の範囲内で次の表に掲げる助成を行う。

内 容	基 準
報償金の支給	(1) 支給額は次の式により算定した額とする。この場合において、活動区間の面積は、協定書に定める面積を基準とする。 支給額：活動区間の面積 (㎡) × M※ M※ ○花苗の植えつけ及び維持管理 : 300円 ○播種(種蒔き)及び維持管理 : 240円 ○維持管理のみ : 230円 (2) 第5第2項の検査に合格した場合に支給する。 (3) 年1回の支給とする。
傷害・賠償責任保険の加入	参加者全員を対象とする。ただし、団体側で加入する場合を除く。
サインボード(看板)の設置	1団体当たり原則1箇所とする。ただし、団体から申し出があり、活動場所の視認性等を勘案して土木事務所がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
物品購入費(花苗・花種・軍手等植栽等に必要物品)	土木事務所と協議して決定した植栽及び維持管理の内容に基づき、予算の範囲内で助成を受けるものとする。
その他	新たに花を植栽する場合は必要に応じて花壇等の整備が可能であるので土木事務所と協議を行うものとする。 ただし、形状等により対応できない場合もある。

2 団体が、地域が育む川づくり事業又は河川美化愛護団体支援事業への参加を行うときは、同一場所での助成は受けられないものとする。

(事故報告)

第8 団体は、活動中に事故が発生したときは、速やかに土木事務所に口頭で報告し、その後遅滞なく事故報告書(第6号様式)を提出するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めのない事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。